

第4号様式



流高第542号
令和4年3月29日

(宛先) 流山市監査委員

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和4年2月17日付け、流監第119号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和4年2月17日・流監第119号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部課等名	区分	指摘事項等	措置事項
健康福祉部高齢者支援課	指摘	行政財産使用料の算出について、端数処理方法に誤りが確認された。条例に基づく適正な使用料の算出を求める。	適正な使用料算出により誤りのあった額について、令和4年3月7日付で歳入還付、および令和4年3月28日付で差額の請求をしています。 今後使用料の算出において、流山市行政財産使用料条例第2条の解釈について課内で共有し、職員間の引継ぎと課内でチェックを行い適正な業務の執行に努めます。
健康福祉部高齢者支援課	指摘	予算執行伺書（A）の決裁により業者を選定し、随意契約に付した場合は見積書を微取すべきところ、予算執行伺書（A）の起票前に見積書を微取していた。規則及び契約事務取扱要領等に基づく適正な契約事務手続きを求める。	支出負担行為票の未起票に対する対応策につきましては、契約に係る執行伺書決裁時に係長職用のチェックリストを添付し、提出書類の確認を行うとともに課全体の契約事務を一覧にしたチェックリストを作成し、係長、文書取扱主任、所属長のトリプルチェックにより適正な事業の執行に努めます。

1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。

2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。